

平成25年4月10日

新座母親連絡会

代表委員

様

新座市長 須田 健 治

(担当 秘書広聴課)



時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、市政につきましては深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼を申し上げます。

さて、貴職から頂きました「第38回新座母親大会要望書」につきまして、教育委員会の意向と併せ、下記のとおり回答を申し上げます。

なお、回答が遅くなりましたことをおわび申し上げます。

記

第1分科会 親子でつくって遊ぼう 幼い子ども

1. 園舎の耐震診断及び補強

公立保育園の園舎については、第4次基本構想総合振興計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）に基づき、順次建替えを進めており、平成23年度に西堀保育園、平成24年度に第一保育園の建替えを実施しました。また、市では平成24年度に、前期基本計画の見直しを行ったところですが、この中で平成25年度に北野保育園、それ以降に第二保育園の建替えを計画しています。

大正保育園及び第七保育園については、UR都市機構から無償で用地を借り受けていますが、UR都市機構からは、第七保育園及び新座集会所用地の早期の買取りについて、強い意向が示されています。しかしながら、本市の財政状況を勘案すると、土地の取得は大変困難であることから、現在、大正保育園と第七保育園を統合し、旧新座小学校跡地の一部に移転することについて、検討を進めているところです。

いずれにしましても、公立保育園園舎の老朽化が進んでいることは認識していますので、計画的に建替えを進めてまいります。

(所管：保育課)

2. 待機児童の解消

厳しい財政状況から公立保育園の新設は困難ですが、待機児童解消策として、平成23年度に建替えを実施した西堀保育園及び平成24年度に建替えを実施した第一保育園については、定員をそれぞれ10名増員しました。また、平成25年度に建替えを予定している北野保育園についても定員を10名拡大するとともに、それ以降に予定している第二保育園の建替えの際にも、定員の拡大を検討してまいります。

法人保育園については、平成25年4月1日に堀ノ内地区に定員50名のかりやなかよし保育園が開園しました。また、平成25年度については、畑中地区及び栗原地区における法人保育園の新設、栗原保育園及びすぎのこ保育園の増築に対し支援を行ってまいります。

市としては、引き続き法人による新設保育所の設置を支援するとともに、新規家庭保育室開設の補助等を行い、待機児童の解消に対応してまいります。

(所管：保育課)

3. 公立保育園7園の堅持

保育園の入所需要に地域的な偏り等があることから、皆様も御承知のとおり、平成22年度に新座市公立保育園再配置等庁内検討委員会において、公立保育園の再配置を検討してまいりました。同委員会の検討結果について、新座市行財政改革推進本部において更に検討した結果、公立保育園7園については、当面は増加する待機児童の解消を優先し、老朽化している施設の建替えを行い、また、土地や建物をお借りしている園については、修繕を実施しながら地権者の意向を確認していくとの結論に至りました。

1でも回答を申し上げましたが、この度、UR都市機構から第七保育園及び新座集会所用地の早期の買取りを求められたことに伴い、現在、大正保育園と第七保育園を統合した上で移転することについて検討を進めています。

なお、仮に統合する場合においても、現在両保育園に在籍する児童全員が移行できるよう、必要な定員を確保してまいります。

(所管：保育課)

第2分科会 親と先生とのしゃべり場「困っている子どもと向き合って」

1. 全学年1クラス30人学級を導入してください。

平成24年度における市内小学校の学級編制状況を見ますと、31人以上の

学級のある学年数が全102学年中65学年あることから、30人学級を実現するとなると、小学校だけでも新たに65名の教員と65の教室が必要となります。

このため、市費で教員を採用する必要があるほか、学級数増による改装工事や備品購入等が必要となり、多額の予算が必要となります。また、県費の臨時的任用教員も限られており、人材の確保が難しいことから、市独自に30人学級を実施する考えはありません。

(所管：学務課)

2. 臨時採用教員を廃止して、地域に根ざした教員配置をしてください。

県費教職員の任用及び配置については埼玉県が行っており、本市においても県の人事異動方針に基づき計画的な人事異動を行っています。

今後も、適正に対応してまいります。

(所管：学務課)

3. 新事業や年間の行事を決定する際には、現場の声も聞いてください。

校長会、教頭会、各種事業の運営委員会や検討委員会などで、現場の意見を求めながら進めています。

(所管：指導課)

4. 年間8回の土曜日授業による子ども・教師の負担を考慮してください。

土曜日授業の実施により、年間の授業時数を増やすことができ、子どもも教師も、ゆとりを持って授業に臨むことができるようになったものと考えています。

なお、平成25年度は、学校や保護者、教育課程検討委員会の意見等を踏まえ、土曜日授業は5回実施してまいります。

(所管：指導課)

5. 学童保育室の狭隘化対策ではなく、保育室を増設してください。

放課後児童保育室の狭あい化・大規模化の解消は重要な課題であることは十分認識しています。

市では、平成22年度に新開放放課後児童保育室及び大和田放課後児童保育室を、平成23年度に野火止放課後児童保育室を増築・増設しましたが、狭あい化・大規模化を解消するための施設整備については、学校に余裕教室や敷地が

なく、用地確保及び建築費に大きな財政負担が伴うことから、施設整備による対応は限界を迎えている状況です。

そこで、平成24年度から、全ての子どもたちの平日の放課後の活動を充実させるとともに、放課後児童保育室の大規模化及び狭あい化の改善を図るため、子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）を推進しています。平成24年度は、モデル校として東野小学校及び石神小学校において実施してまいりましたが、平成25年度には、新たに東北小学校及び新堀小学校を加えた4校において実施してまいります。

今後も、放課後児童保育室と子どもの放課後居場所づくり事業（ココフレンド）の連携により、放課後児童対策に取り組んでまいります。

（所管：保育課）

第3分科会 男女平等は世界の流れ 男女平等は身近なところから

1. DV被害者の対象者を配偶者間だけでなく、恋人へも拡大するよう国へ意見書を提出してください。

中高生や大学生など交際中の男女間におけるドメスティック・バイオレンス、いわゆる「デートDV」は近年注目されており、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づく国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」においても、若年層への教育啓発について言及されています。また、本市が、平成23年3月に策定した「新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」においても、「デートDV防止のための意識啓発」を事業として掲げ、推進しているところです。

なお、デートDVは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の「配偶者からの暴力」には該当しないものと解釈されますが、国・県への要望につきましては、今後検討してまいります。

（所管：人権推進課）

2. DV被害者のシェルターを設置してください。

現在、市では女性困りごと相談室を設置し、DVに関する相談を含めた女性からの悩み事の相談を受け入れる体制を整えています。さらに、子ども家庭応援室が中心となり、生活福祉課、保健センター等庁内各課、警察、婦人相談センター等関係機関との連携を図りながら、被害者の保護等、個々の相談内容に応じた適切な支援を行っています。

DV被害者のシェルターの設置については、本市単独での設置、近隣市との合同設置などが考えられるところですが、設置場所、運営方法等、綿密な調査・研究、近隣市間の調整を要するため、直ちにシェルター設置の検討を行うことは難しいと考えています。

(所管：人権推進課)

3. 女性センターの位置づけをもっと市民にアピールし、内容を充実してください。

新座市男女共同参画推進プラザは、平成14年2月1日に男女共同参画社会の形成を推進するための拠点施設として開設しました。駅前という立地の良さと生涯学習センターとの複合施設という利点から、連日多くの市民の皆様が来館されています。

同プラザにおいては、男女共同参画情報紙「For You」の発行、男女共同参画について考える契機となる映画の上映を行うシネマフォーラム及び市民活動の発表の場となるワークショップを行う「男女共生フォーラム」を始めとした、講演会、講座などを開催し、男女共同参画に関する啓発事業を進めています。また、施設内に設置している情報交流コーナーでは、男女共同参画に関する図書、情報誌などの閲覧や少人数の打合せ、情報交換の場として、多くの市民の皆様に御活用いただいているところです。さらに、女性のための相談窓口として、毎月各1回、女性の相談員が対応する女性困りごと相談、女性弁護士が対応する女性のための法律相談を実施しています。

今後も引き続き、講座等の啓発事業や相談窓口の情報について広報にいやや市ホームページに掲載し市民に向けて発信するとともに、男女共同参画推進プラザの一層の周知を図ってまいります。

(所管：人権推進課)

4. 民間、公立共に職員の正規雇用を増やしてください。

市正規職員の定数については、平成11年度から平成25年度までを計画期間とする職員定数削減計画を策定し、これに基づき定めてまいりました。

計画の策定、見直しに当たりましては、国や県からの権限移譲などによる業務量の変化を見込んだ上で、民間委託等の活用、定年退職者数に対する新規採用職員の抑制、再任用職員及び臨時・非常勤職員による代替などを十分に踏まえていますが、これに加えて、毎年度、削減計画の進捗状況や自己都合退職者数等の想定外の事情についても十分に検証し、適正な職員定数となるよう努め

ています。

平成25年度には、平成26年度からの職員定数削減計画を策定しますが、計画の検討に当たりましては、これまでと同様、権限移譲による業務量の変化、民間委託等の進捗状況等を十分に踏まえ、適正な職員定数となるよう努めてまいります。

民間事業者の雇用については、経営状況などそれぞれ事業者の判断、方針により行われることから、市としましては直接立ち入ることができないことを御理解いただきたいと存じます。

そこで、市では雇用の促進、就業への支援としまして、ハローワーク朝霞と連携して、平成17年7月12日に市役所第二庁舎1階に県内では2番目となる「ふるさとハローワーク」を設置し、職業相談や職業紹介などのサービスを提供しています。また、埼玉県、志木市との共催により中高年及び若年者を対象とした就労支援セミナーをそれぞれ年2回開催したり、新卒者を対象とした合同就職面接会を実施したりしています。

また、埼玉県が実施する緊急雇用基金市町村事業費補助制度を活用して、一時的ではありますが、離職を余儀なくされた労働者や失業者の雇用拡大を図るため、今年度は9事業、76名の雇用を創出し、実施しているところです。

以上のとおり、市としましては、雇用の促進につながる事業を今後も引き続き実施してまいります。

(所管：人事課、経済振興課)

5. 「戦時性的強制被害者問題解決促進法」を速やかに採択するよう国に意見書を提出してください。

外交に関する事項につきましては、国政の場において議論されるものであると考えていますので、本市としては回答することは差し控えさせていただきます。

(所管：人権推進課)

6. 公民館の使用料は原則無料に戻し、地域の誰もが安心して学び、集える場にしてください。

市内の公民館及びコミュニティセンターについては、長年にわたり、社会教育活動以外の利用を除いて原則無料で御利用いただいていたまいりました。

しかし、厳しい財政状況を受け、平成16年10月に新座市財政改革推進本部を設置して、公民館等の使用料についても受益者負担の在り方や負担率等の

適正化を検討したところ、同じ社会教育及び生涯学習の目的を有する施設でありながら、市民総合体育館やテニスコート等の体育施設は有料、公民館等の社会教育施設は原則無料と取扱いが異なっていたため、施設利用の公平、公正の観点からも、応分の負担をお願いする必要があるという結論に至りました。

この結論を踏まえ、減免規定を明確にした上で、平成17年7月から原則有料により御利用いただいているところです。

公民館等については、多くの市民の皆様にご利用いただき、地域文化、地域福祉及び生涯学習活動の向上の一翼を担っていることは認識していますが、施設の老朽化等に伴う維持管理費にも多くの予算を必要としますので、引き続き有料により御利用いただきたいと考えています。

(所管：中央公民館)

7. 社会教育としての男女平等に関する講座の充実を図り、男性も含め働く人たちが参加しやすいように夜間や休日にも行うなど工夫をしてください。

本市における男女共同参画に関する事業は、主に新座市男女共同参画推進プラザにおいて実施しており、毎年2月に開催している男女共生フォーラムについては、平日に働いている多くの市民の皆様に参加していただけるよう、土曜日及び日曜日（平成25年は、2月23日及び24日に開催）を開催日としています。

また、講座事業である女性のためのエンパワーメント講座や男性のための連続講座、男女共同参画週間に実施する講演会についても、同様の理由により土曜日又は日曜日に開催しているところです。

今後も、男女共同参画に関する講座や講演会等を実施する場合には、内容の充実を図るとともに、働く人たちが参加しやすい時間帯及び曜日を開催日にする等の配慮をまいります。

(所管：人権推進課)

8. 町会等地域の防災計画に女性をもっと参画させ、女性の視点を入れてください。

本市では、災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として新座市地域防災計画を策定しており、平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえ、計画の見直しを行いました。計画の見直しに当たっては、計画を策定する新座市防災会議の委員を、新たに女性を7名登用し、女性の参画を推進しています。

地域における自主防災会の活動においても、女性の参画を推進するよう自主

防災会に働き掛けてまいります。

(所管：市民安全課)

第4分科会　くらしと社会保障

1. 後期高齢者医療制度の廃止を市が積極的に要望してください。

後期高齢者医療制度については、制度の廃止に向けた法案の提出が検討されていましたが、平成24年8月22日に公布された社会保障制度改革推進法において、今後の高齢者医療制度については、社会保障制度改革国民会議において検討し結論を得ることとされ、先の見通しが不透明な状況となっています。

このような状況における市の役割としては、国に後期高齢者医療制度の廃止を求めるのではなく、高齢者の皆様に混乱が生じないよう円滑に現行制度を進めていくことであると認識しています。

(長寿支援課)

2. 介護保険の利用時間短縮は利用者にとって非常に不安です。利用者が利用しやすいよう市独自の給付を検討してください。

介護保険のサービス提供時間については、平成24年度法改正に伴い、新たな報酬の区分が規定されました。これは、介護保険料と給付のバランスを維持し、継続的な制度を持続するための見直しです。

訪問介護の時間区分の見直しは、必要サービス量の上限等を付したのではなく、個々の状態に応じた介護支援専門員（ケアマネジャー）とサービス提供責任者による適切なアセスメント（課題分析）及びケアマネジメントに基づき、利用者のニーズに応じた必要なサービスを提供するべきであることは従前のとおりです。

市としましては、事業者アンケートによる調査や説明会を開催し、これまで提供されてきたサービスを利用者の意向を踏まえ、新たな時間区分を強いることのないようお願いしています。

なお、市独自の給付については、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画期間においては、予定はありません。

(所管：介護保険課)

3. ヘルパーの労働時間と移動時間の保障をしてください。

平成24年度法改正に伴い、介護サービス事業者は労働法規を遵守することが介護保険法に明記されました。具体的には、労働基準法、最低賃金法及び賃

金の支払いの確保に関する法律に違反する者は、都道府県知事又は市町村長が介護サービス事業所の指定の取消し等を行うことができることとなりました。

併せて、訪問介護事業所の移動時間、待機時間についても、使用者の指揮監督の下、一定の要件に該当する場合には、労働時間に相当する考え方も示されています。

今後、介護サービス事業者は、この規定に基づき事業を運営する義務が生じるため、労働環境も改善されるものと考えています。

(所管：介護保険課)

4. 最低保障年金制度の確立と年金の引き下げをやめるよう国に要望してください。

将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、平成24年11月には、全国市長会から国に対して、最低保障年金を含めた年金制度の適切な見直しについて提言を行いました。

なお、年金については、年金財政の安定化及び現役世代（将来の受給者）の将来の年金額の確保につなげるため、引き下げる傾向にあります。今後、国の行動を注視するとともに、機会を捉えて年金制度の適切な見直し等について要望してまいります。

(所管：国保年金課)

5. 生活を脅かす消費税の増税反対の声を国に届けてください。

消費税増税は家計の負担が増加し、市民生活に大きな影響を及ぼしますが、国の社会保障・税の一体改革の中では、増税分は社会保障費の財源とする方針が示されており、超高齢社会の進行により社会保障費がますます増加する中で、国の財政再建を行うには、消費税増税はやむを得ないものと考えています。

しかしながら、消費税増税ばかりが先行し、社会保障・税の一体改革のもう一つの柱である社会保障制度改革の議論が遅れている現状には問題があると感じていますので、応能負担を基本とした社会保障制度改革を国に求めていきたいと考えています。

(所管：財政課)

6. 国保料・介護保険料の値上げはしないでください。生活保護の扶養義務の強化と給付額一割削減ならびに医療費負担はやめてください。

国民健康保険税率については、加入者の負担軽減を図るため、平成22年度

及び平成23年度の2年連続で引下げを実施しました。また、平成25年度においては、保険給付費支払基金8億円を全額取り崩し活用することによって、現行の税率を維持したところです。

国民健康保険事業特別会計の支出の大部分は医療費の支払に当てており、保険税の収入額が減少する一方で医療費は年々増加していることから、今後は大変厳しい状況が見込まれています。平成25年度の事業運営における保険税収入や医療費の動向にもよりますが、これらの影響による負担増が財政を圧迫することになれば、平成26年度から適用する税率の見直しもやむを得ないものと考えています。

介護保険料については、3か年の事業計画期間ごとに見直すこととされ、現在、平成24年度から平成26年度までの第5期計画期間中の保険料が定められているところであり、今期間中の保険料に変更はありません。

平成27年度からの第6期計画期間における保険料については、今後、平成27年度からの3か年の被保険者数の推計、介護サービス量の見込み、必要となるサービス基盤の整備等を十分に精査し、適正な保険料率の設定に努めてまいります。

生活保護制度における扶養義務については、「保護の補足性」の原則から扶養義務者の履行が保護の要件となりますが、保護の申請を抑制するものではありません。したがって、事実上扶養が行われたときには被保護者の収入として認定しますが、親族内の自助にも限界があることから、扶養義務の履行を強要することのないよう対応しているところです。

国では、生活保護基準の見直し（給付額一割削減案）について平成25年8月から平成27年度まで、3年程度をかけて段階的に実施する方向で調整しているところですが、現在までに正式な通知はなく、法改正等を待たずに判断できない状況にあります。また、医療扶助の改正については、給付の適正化に着目し、後発医薬品使用の法制化は検討されていますが、給付額削減と同様に具体的内容が示されていない状況です。

いずれにしましても、市としましては国の動向を注視し、法改正が行われた際には適切に対応してまいりたいと考えています。

（所管：生活福祉課、介護保険課、国保年金課）

第5分科会 消費税・原発再稼働など どうなるわたしたちの暮らし

1. 教育予算をはじめ市民が本当に求めている事柄を優先順位に据え予算を立てて下さい。

市の予算は、日頃寄せられる市民の皆様からの要望や、市民の代表である市議会での御意見が可能な限り反映されるように編成していますが、社会保障費が増え続ける現下の厳しい財政状況では、数ある事業の中から真に必要な事業を取捨選択して行わなければなりません。

そのような中で、全ての御要望にお応えできない状況にあることは認識していますが、限りある財源を様々な分野へ最も効果的に配分されるように努めています。

(所管：財政課)

2. 新座市が率先して正規職員を採用して若者の雇用を確保してください。

第3分科会の4でもお答えしたとおり、市正規職員の定数については、職員定数削減計画に基づき定めています。

したがって、新規職員の採用についても、当該計画の進捗状況等に基づき、計画的に行ってまいります。

(所管：人事課)

3. 放射線量の測定など市民の暮らしに直接関わる業務は責任を持って専門の部署・職員を置いて対応してください。

市民の皆様におかれましては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質の拡散を受け、放射性物質や放射線が人体へ与える影響など、目に見えない様々な不安を抱えているものと存じます。

このため、本市においては、公共施設における空間放射線量の測定及び土壌の除染や市内農産物等の放射性物質の測定、市民の皆様への放射線測定機器の貸出し等を実施し、その結果を市ホームページ等でお知らせしています。

今後も、市民の皆様が放射線量等に関する情報を把握していただけるよう、引き続き、できる限り多くの情報をホームページ等で提供してまいります。

なお、御要望を頂いた放射線に関する専門の部署・職員の設置については、本市では、放射線に関する情報を一元化し、かつ、全庁内に情報の共有化を図り、市としての対策を審議し、及び決定することを目的として、平成23年10月31日付けで新座市放射線対策本部を設置しました。

福島第一原子力発電所事故の状況に大きな変化が見られない限り、現在の体制で放射線に関する業務を遂行してまいります。

(所管：環境対策課)